



NOSAIの 農機具損害共済

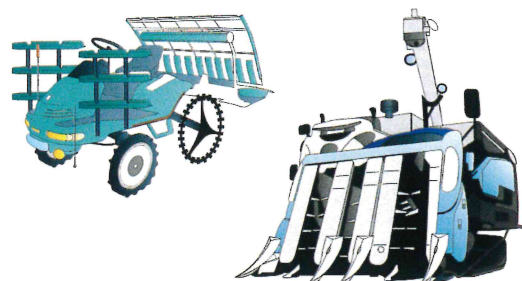
農業機械の車両保険です

加入資格者

農機具損害共済に加入できる方は、組合員又は組合の区域内に住所を有し、農機具を所有し、農業を営んでいる方が対象です。

加入できる機種

田植機、
トラクタ、耕うん機、管理機、
コンバイン、バインダー、ハーベスター
の7機種で未使用の状態で購入してから
12年以内までのもの。



対象となる事故

- ①火災 ②落雷 ③物体の落下又は飛来 ④破裂・爆発
- ⑤盗難による盗取又はき損 ⑥鳥獣害 ⑦第三者行為による不可抗力のき損
- ⑧衝突・接触 ⑨墜落・転覆 ⑩異物の巻き込み
- ⑪自然災害(地震・噴火・津波は対象外)

※故障及び消耗品のみによる損害は支払われません。

契約期間と掛金

契約期間は掛金を頂いた日の午後4時から1年間。

ご契約は、新調達価額で1台当たり10万円から500万円の範囲(1万円単位)で
ご加入いただけます。

【掛 金:1万円当たり50円】

加入金額	10万円	50万円	100万円	300万円	500万円
掛 金	500円	2,500円	5,000円	15,000円	25,000円

共済金のお支払い

お支払いする災害共済金は次の計算式により算出します。

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{新調達価額}}$$



※上記災害共済金の10%を臨時費用共済金として
プラスしてお支払いします

事故が発生した
場合は、すぐ
お知らせ下さい。

※損害額は、修理工場等の明細書を参考にします。

※免責額は、事故の内容・損害箇所により、別表の基準により損害の額を減額します。

※小損害は、補償の対象外です(損害額-免責額)の額が新調達価額の5%又は
1万円のいずれか低い額に満たない場合、共済金は支払われません。

復旧義務 があります

罹災後一年以内に復旧しなかった場合は、時価損害額となります。
復旧とは修理するか同一又は類似の性能を有する農機具を再取得することをいいます。

(共済関係の消滅) 契約期間において、災害共済金の合計額が共済金額以上になった時は共済関係は消滅します。

傷害費用共済金

共済金を支払う場合の事故に直接起因し、次のような場合には、傷害費用共済金をお支払いします

○入院加療(30日以上)
1名ごとに
加入共済金額の5%

○死亡・後遺障害
(被害の日から200日以内)
1名ごとに
加入共済金額の30%

※対象となるのは、加入者及び所有者、加入者及び所有者と同じ世帯に属する親族、加入者及び所有者の使用人で、1回の事故につき、50万円(入院加療は20万円)を限度とします。
※むちうち症など、他覚症状のないものは除きます。



共済金が支払 われない場合

1. 故意もしくは重大な過失又は法令違反によ
って生じた損害
2. 加入者の損害発生通知の怠り及び故意・重
大な過失による事実と反する通知
3. 共済事故以外の原因によって生じた損害
4. 農作業以外の使用目的による損害
5. 故障、欠陥、金属疲労、摩滅（常時こすれによる損耗等）、
腐食、サビその他の自然消耗による損害
例：ギヤの欠損及びシャフトの溝つぶれ、軸継手部分の破損、
ベアリングの破損、ガタつき、受網の破れ、揺動部の損
傷、チェーンの損耗、尾輪、転輪の剥離など
6. タイヤ・チューブ・ベルト等消耗部品にのみ生じた損害
7. 点検整備に要する費用
8. 凍結による損害（ラジエーターなど）
9. 修理済みで損害の確認が出来ない事故
10. 共済目的の紛失
11. 損害額から免責額を差し引いた額が農機具の価額の5%又は1
万円のいずれか低い額に満たない損害
12. 損害調査等に必要書類の偽造・変造・調査の妨害及び支払
請求手続を3年間怠ったとき



共済金が支払われない消耗部品の例

オイル（エンジン・ミッショ
ン・ブレーキ・油圧等）、グリ
ス、バッテリー及び液、油圧オ
イルフィルター（カートリッ
ジ）、エンジンオイルフィルタ
ー（カートリッジ）、HSTオイル
フィルター（カートリッジ）、
エアクリーナエレメント、エレ
メント、不凍液、ヒューズ・プラ
グ類、電球類、ベルト（Vベル
ト、かき込みベルト、駆動ベル
ト類）、電気配線、ワイヤー類、
かき込みホイール、受網（コンバ
イン）、ホース・パイプ類、タイ
ヤ・チューブ類、爪・刃類、ゴム
ロール、各種こぎ歯類 など

免責する額

事故の内容・損害箇所等により、次の基準により損害の額を減額して共済金
の算出をすることになります。

項目区分	免責対象項目及び事項	免責割合(%)
事故発生 通知遅延	事故発生通知時において既に損害箇所が復旧されている場合及び事故発生通 知が遅れたことにより損害評価（損害箇所の確認）が不可能となった場合	100
	1ヶ月以上2ヶ月未満事故通知が遅延した場合	10
	2ヶ月以上3ヶ月未満事故通知が遅延した場合	20
	3ヶ月以上4ヶ月未満事故通知が遅延した場合	30
	4ヶ月以上5ヶ月未満事故通知が遅延した場合	40
	5ヶ月以上事故通知が遅延した場合	50
事故回数	同一責任期間内に同一機種による2回目の事故（自然災害による事故は除く）	30
	同一責任期間内に同一機種による3回目以降の事故（自然災害による事故は除く）	50
事故形態 による 免責	稼働・作業中及び運搬等に関する事故	20
	クローラー及びローラー類に生じた事故	50
	刈取部の刈歯のみの損害	30
	加入申込書に記載されている保管場所かつ建物内に収容中以外の場所での盗難 及び第三者行為による不可抗力のき損により生じた損害	30

（注）建物とは、基礎・外壁・柱・小屋組・梁・屋根などの建物の主要構造部の全てを独立して具備している建物をいう。

※免責額＝損害額×免責割合

復旧されない場合は、時価損害額に免責割合を乗じます。

農機具損害共済に関するお問い合わせ、お申込みはお近くのNOSAIまで…

☐ **大阪府農業共済組合（本所）**
〒540-0011 大阪市中央区農人橋2丁目1番33号
大阪府信連事務センター3階
TEL 06(6941)8736 FAX 06(6941)8737

☐ **北部支所**
〒567-0032 茨木市西駅前町10番20号
TEL 072(631)7737 FAX 072(631)7738

☐ **南部支所**
〒594-1122 和泉市北田中町215番地
TEL 0725(92)3313 FAX 0725(92)3343

事故発生の際は、すぐにご連絡下さい!!